

コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部定例ブリーフィング

～(9月4日付保健福祉部報道資料(該当部分仮訳))～

前文

(省略)

1 コロナ19措置事項(ソウル、仁川、京畿)

(省略)

2 全国及び首都圏における「社会的距離の確保」2段階の延長

□中央災難安全対策本部は、9月6日に終了する予定の全国における「社会的距離の確保」第2段階に関する措置(8月23日から)と首都圏における強化された「社会的距離の確保」第2段階に関する措置(8月30日から)を9月7日0時から延長する。

国民の皆様は「社会的距離の確保」第2段階に積極的に参加していただいた結果、感染者が急増する傾向が抑制され、感染者数は減少傾向にある。

* 首都圏の国内発生の新規感染者:(8月27日)313名→(8月30日)203名→(9月2日)187名→(9月4日)128名

- しかし、首都圏の新規感染者については依然として100名以上発生しており、首都圏以外の地域でも引き続き感染が広がっている。また、感染経路を調査中である事例の割合が20%を超え、防疫網内で管理できている割合も80%に満たない等、防疫網のコントロールが弱くなっている状況である。

- 防疫網の統制力を回復させ、医療システムの余力を確保するためには、新規感染者数が明らかに減少するまで社会的距離の確保が引き続き必要であるという判断により、「社会的距離の確保」第2段階の施行期間延長を決定することとなった。

□まず、全国の「社会的距離の確保」第2段階に関する措置は、9月7日(月)0時から9月20日(日)24時まで2週間延長する。ただし、地域別の感染拡大状況等に応じて、各地方自治体は第2段階の適用期間については柔軟に調整することができる。

これにより、屋内50名、屋外100名以上の集合禁止やクラブ、カラオケ、ビュッフェ等の12種類の高危険施設と、屋内の国公立施設の運営中断等の従来の

措置は、9月20日(日)午前0時まで維持される。

<第2段階の主な措置>

- ① 屋内 50 名、屋外 100 名以上の集合、集まり、イベントの禁止及びスポーツ行事を無観客に
- ② クラブ、カラオケ、ビュッフェ等の 12 種類の高危険施設では集合禁止
- ③ 屋内の国公立施設の運営中断
- ④ 学校での密集度の緩和(集団感染が起きた市や郡、区では遠隔授業、幼稚園、小学校、中学校では 1/3、高校では 2/3 の水準に維持)
- ⑤ 首都圏の教会は非対面礼拝を実施、それ以外の地域は当該地域の状況により独自に判断

また、集団感染が継続して発生している教会に対し、非対面礼拝を実施する措置をとるよう地方自治体に勧告する。

*首都圏は、非対面礼拝を実施しており、それ以外の地域は、当該地域の状況により独自に判断して措置を行っている

□首都圏における強化された「社会的距離の確保」第2段階に関する措置は、9月7日0時から9月13日24時まで1週間延長し、一部の防疫措置を拡大する。

8月30日に施行された首都圏における強化された「社会的距離の確保」第2段階の措置は、飲食店、学習塾等を運営する自営業者が経済的に厳しい状況に置かれていること等を考慮し、短期間で終了させられるよう1週間実施された。

- しかし、依然として首都圏では1日100名以上の感染者が発生しており、飲食店、屋内体育施設、学習塾等の日常生活と密接な関係にある施設で散発的な集団感染も発生している。
- これにより、患者の発生を確実に減少させるため、効果が現れている既存の措置を引き続き実施するが、自営業者や中小企業の方々に与える経済的な打撃が大きいことを考慮し、1週間のみ延長することにした。

これにより、一般飲食店や小規模飲食店、パン屋(21時から翌日5時)とフランチャイズ型のカフェ(全ての時間)にテイクアウトとデリバリーのみ許可される等の既存の措置は、9月13日(日)24時まで維持される。

<首都圏における強化された「社会的距離の確保」の主な措置>

- ① 一般飲食店、小規模飲食店やパン屋について 21 時から翌日 5 時まではテイクアウトとデリバリーのみ許可
- ② フランチャイズ型のコーヒーや飲料専門店に対し、テイクアウトとデリバリーのみ許可
- ③ 学習塾(10 名以上 300 名未満)は集合禁止
- * 10 名未満の規模の習い事教室は除外され、中核防疫ルールを義務化
- ④ フィットネスセンター、ビリヤード場等の屋内体育施設での集合禁止

これだけでなく、カフェ、職業訓練機関への防疫措置が拡大適用される。

- パン屋形態のフランチャイズでも利用者が密集する問題が提起されているため、フランチャイズ型のコーヒーや飲料専門店と同様にフランチャイズ型のパン屋やアイスクリーム、かき氷店もテイクアウトとデリバリーのみ許可する。

- また、学習塾と同様に、産業の現場に必要な技術や技能人材を養成するための訓練を実施する職業訓練機関*(首都圏 671 ヶ所)も集合禁止対象に追加し、遠隔授業のみ許可する。

* 職業能力開発訓練施設(281 ヶ所)、生涯教育施設(111 ヶ所)、その他職業能力開発訓練を実施する能力を有し、認定する施設または機関(279 ヶ所)

「社会的距離の確保」第 2 段階措置により、首都圏及び非首都圏に出された措置は下表の通りである。

区分		首都圏	非首都圏
集合、集まり、イベント		○屋内 50 人以上、屋外 100 人以上の集合、集まり、イベントの禁止	
スポーツ行事		○無観客試合へ転換	
不特定多数が利用する施設	公共機関	○屋内の国公立施設の運営を中断	
	民間	○ 12 種類の高危険施設*(流通物流センターを除く)での集合禁止	

	<p>* クラブなどの飲み屋、団欒酒店、キャバクラ、ナンパ居酒屋、カラオケ、屋内スタンディング公演場、屋内の集団運動(激しいGX類)、訪問販売などの直接販売広報館、大型塾(300名以上)、ビュッフェ、ネットカフェ</p> <p>**自治体で該当施設を追加可能</p>	
	<p>○危険度の高い、一部の不特定多数が利用する施設の防疫ルールを義務化(集合制限)</p> <p>* 習い事教室(10名未満の学習塾)、ゲームセンター、ウォーターパーク、宗教施設、屋内結婚式場、公演場、映画館、銭湯やサウナ、レンタルルームやDVDルーム、葬式場</p> <p>**自治体で該当施設を追加可能</p>	<p>○危険度の高い、一部の不特定多数が利用する施設(12種*)の防疫ルールを義務化(集合制限)</p> <p>*学習塾、ゲームセンター、一定規模以上の一般飲食店(例:150㎡以上)、ウォーターパーク、宗教施設、屋内結婚式場、公演場、映画館、銭湯やサウナ、室内体育施設、レンタルルームやDVDルーム、葬式場</p> <p>**自治体で該当施設を追加可能</p>
	<p>○一般飲食店、小規模飲食店、パン屋は21時以降のテイクアウトとデリバリーのみ許可</p> <p>○フランチャイズ型コーヒーや飲料専門店、パン屋、アイスクリームやかき氷専門店はテイクアウトとデリバリーのみ許可</p> <p>○学習塾(10名以上)や、読書室、スタディカフェ、職業訓練機関、屋内体育施設での集合禁止</p>	<p>○該当事項なし</p>
	<p>○教会は非対面礼拝で実施</p>	<p>○自治体の判断により、教会に対する防疫強化措置の要否や内容を決定</p>
	<p>○社会福祉施設及び保育園の休館、休園勧告</p> <p>* 緊急の養育サービスや介護サービス等の必須サービスは維持</p>	

機関、企業	公共機関	○フレックス勤務やテレワーク等を通じて勤務人数を制限
	民間	○公共機関と同様の水準で勤務人数を制限するよう勧告

※上の表のうち、グレーで塗りつぶされた部分の措置は9月13日(日)24時まで、それ以外の措置は9月20日(日)24時まで適用

□中央災難安全対策本部は、今回の強化された防疫措置が現場できちんと実施され、それが確実な効果につながるよう、すべての能力を集中し、各省庁及び地方自治体に対し、徹底した現場点検と管理を行うよう指示した。

3 「社会的距離の確保」第2段階の延長に伴う学校運営計画

□中央災難安全対策本部では教育部(長官ユ・ウンヘ(兪・銀恵))から「社会的距離の確保」第2段階の延長に伴う学校運営計画について報告を受け、これについて議論した。

教育部は、全国での「社会的距離の確保」第2段階への引き上げに伴う後続措置として、8月26日(水)から9月11日(金)まで首都圏(ソウル、京畿道、仁川)に位置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊学校において全面的に遠隔授業に切り替え、首都圏以外の地域は強化された密集度最小化措置*を実施した。

* 幼稚園、小学校、中学校は、学校での密集度 1/3 以内、高校は 2/3 以内に維持

<「社会的距離の確保」段階別学校運営方式(7月31日発表)>

区分	「社会的距離の確保」		
	第1段階	第2段階	第3段階
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	登校、遠隔授業	登校、遠隔授業	遠隔授業または休業
	地域や学校の状況によって学校内の密集度を 2/3 に維持することを推奨	強化された密集度最小化措置 ※幼稚園、小学校、中学校は密集度 1/3、高校は 2/3 を維持	全国単位で調整(原則)、状況によって圏別または地域別で差異をつけて適用可能

全国の「社会的距離の確保」第2段階の適用期間が2週間延長されることにより、首都圏に位置する学校の全面的な遠隔授業への転換期間と、非首都圏に位置する学校の強化された密集度最小化措置の適用終了期限を、既存の9月11日(金)から9月20日(日)まで延長する。

〈「社会的距離の確保」第2段階の延長による学校運営計画〉

区分	措置の内容	第2段階の期限	学事措置の期限
全国(非首都圏)	密集度最小化措置 (1/3、高校は2/3)	9月20日まで	9月20日まで
首都圏	遠隔授業への転換(高 校は2/3)	9月13日まで	9月20日まで

但し、首都圏の場合、高等学校は学校密集度1/3以内で登校し、全国の全ての地域の特殊学校、小規模校や農山漁村地域の学校、基礎学歴及び外国から韓国に来た学生のサポートをする機関の登校方針は維持する。

4 自己隔離者の隔離の現況、及び「社会的距離の確保」の履行状況
(省略)